

令和7年6月定例議会
予算特別委員会要求資料

認定新規就農者制度の
具体的内容について

農林振興課

令和7年6月16日

認定新規就農者制度

- 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため、平成26年度から、認定新規就農者制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、認定農業者制度と同様に、市町村が青年等就農計画を認定。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

1. 対象者（青年等就農計画の申請者）

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

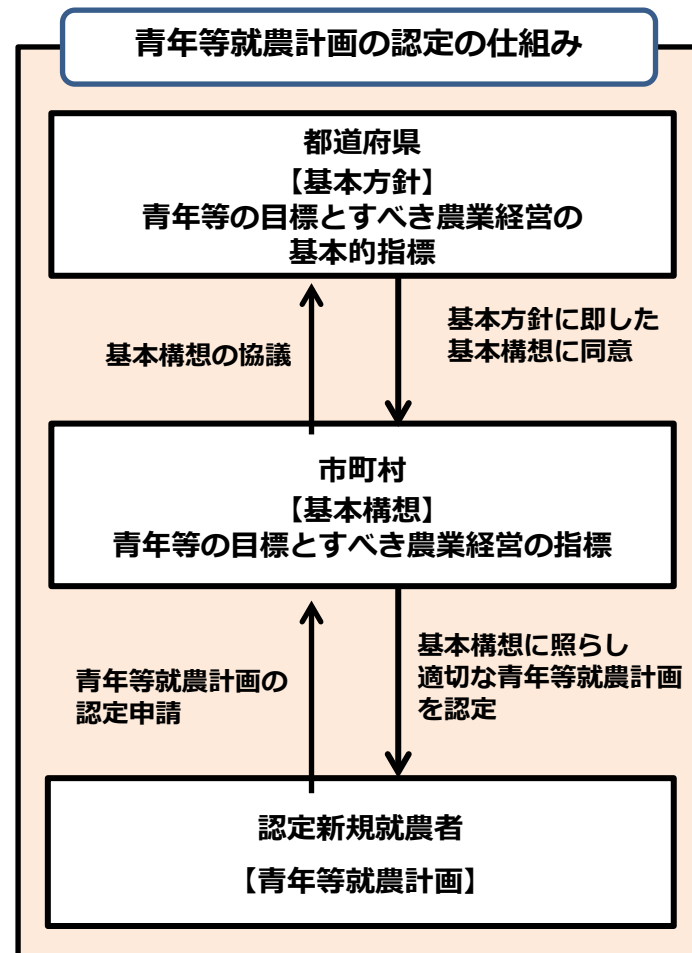
2. 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

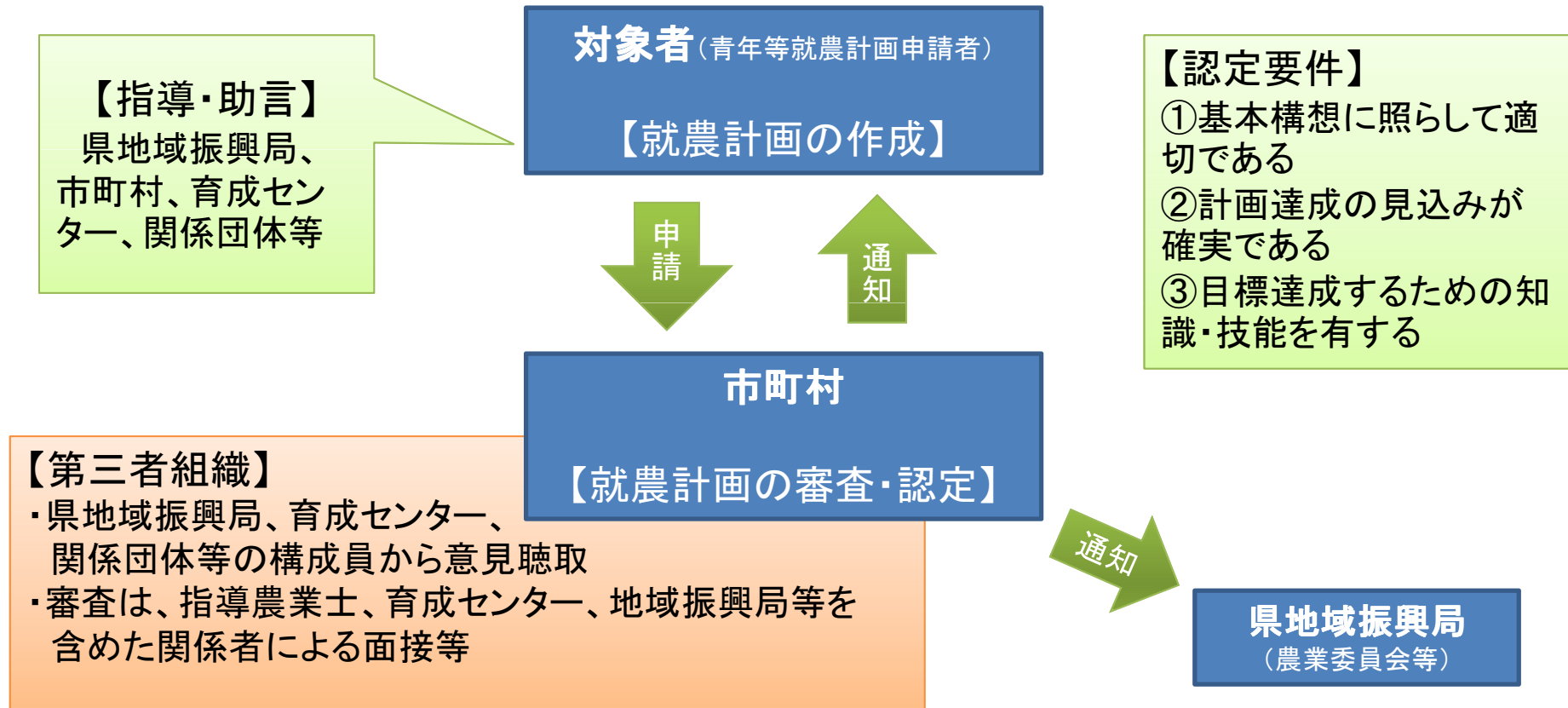


青年等就農計画の認定制度について

H26.6 農林政策課

青年等就農計画制度は、新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

※これまでは「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき県が認定する制度でしたが、平成26年度から「農業経営基盤強化促進法」に基づく新制度になります。



対象者(青年等就農計画申請者)

青年等就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(農業経営を開始して5年以内の青年等を含み、認定農業者を除く)

1. 青年(18歳以上45歳未満:市町村特認で50歳未満)
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)
3. 上記の者が役員の大半数を占める法人



● 留意事項

- ① 年齢は経営開始時の年齢で判断。(法人は登記日の役員年齢)
※経営開始前に認定を受けた場合は、経営開始後に開始届(様式第2-2号)を市町村へ提出。
- ② 新たに農業部門の経営を開始または全部・一部継承して開始する場合、自分の農業経営収支の記帳と預金口座の開設が必要。
- ③ 過去に農業従事(現在は農業以外の職業)した者も該当する。
- ④ 農業法人等の従業員として働いている者も該当する。
- ⑤ 複数市町村にまたがる経営で認定を希望する場合は、それぞれの市町村で認定。
- ⑥ 夫婦等共同申請も可能。(同一世帯員かつ家族経営協定等の締結と遵守)

青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の認定をした日から起算して5年
(既に農業経営を開始した青年等は認定日~経営開始から5年を経過した日)
※計画変更した場合でも、変更前の有効期間

青年等就農計画の認定基準(別紙4の2参照)

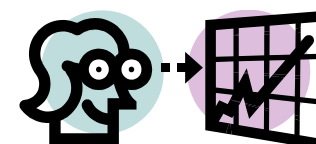
- 1 基本構想に照らして適切なものであること
 - 1) 農業経営の規模
(基本構想を上回る規模(特定作業受託及びそれ以外の作業受託含む)、または、下回る規模であっても、所得水準等に達成することが見込まれるか)
 - 2) 生産方式
(基本構想で設定した生産方式におおむね準拠しているか)
 - 3) 経営管理の方法及び農業従事の態様
 - 4) その他
(期間終了後に経営改善計画の認定を受ける見込みがあるか、年間農業従事日数が150日以上と見込まれるか など)
- 2 青年等就農計画の達成される見込みが確実であること
- 3 青年以外の個人が有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること



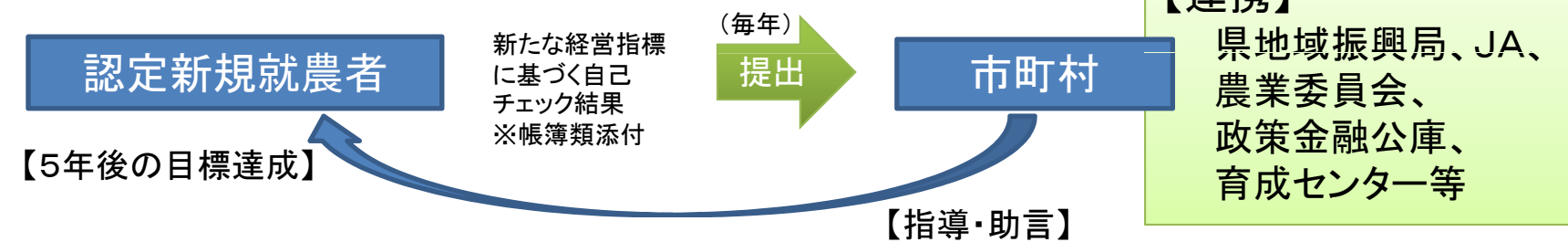
青年等就農計画の変更

次の事項を変更する場合は、市町村の変更認定が必要(手続きは初認定と同様)

- ・目標の営農部門
- ・就農地
- ・所得目標(2割以上の増減)
- ・年間農業従事日数(2割以上の増減) など



青年等就農計画のフォローアップ等



青年等就農計画の取り消し

- ①認定要件に該当しなくなった
- ②認定新規就農者が青年等就農計画に従って必要な措置を講じていない
(病気、災害等のやむを得ない理由により営農休止の場合は別途検討)
- ③法人では、青年や技能を持った中高年が役員のお半数を満たさなくなった
※市町村は、取消事由に該当する(おそれがある)場合には、是正指導・助言に努める
※認定する際には、計画に記載された措置を講じない場合には取り消す旨を周知すること

青年等就農計画の失効

青年等就農計画の有効期間内に認定農業者となった場合には、経営改善計画の認定日をもって青年等就農計画の効力を失う

認定新規就農者に対する資金の貸付け

- ①青年等就農資金
- ②経営体育成強化資金
- ③農業近代化資金



農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

福岡県嘉麻市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	
	1. 嘉麻市農業の課題	1
	2. 嘉麻市農業構造の見通し	1
	3. 今後の基本的な方向	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の 態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	2
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする 青年等が目標とすべき基本的指標	6
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の 確保及び育成に関する事項	7
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
	1. 地域計画策定事業に関する事項	10
	2. 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	15
	3. 農用地利用改善事業で実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
	4. 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進 その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	18
	5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第6	その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

1 嘉麻市農業の課題

嘉麻市は福岡県のほぼ中央部にあり、県の中央を北流している遠賀川の源流域とその支流である山田川・千手川流域に位置し、総面積の72%を山林と耕作地が占める農村地帯である。昭和50年代から農業構造情勢の変化に伴い兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の進行によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。そこで、地域農業を維持・発展するためには、実質化された人・農地プラン及び地域計画をもとに、担い手への農地の集積・集約化を進め、担い手の経営基盤の強化を支援し、規模拡大を促進させる必要がある。

2 嘉麻市農業構造の見通し

嘉麻市では今後、農家の高齢化に伴う離農者の増加により、担い手への集積が進むと思われる。一方で担い手には農地を受け入れる体制づくりが求められることとなる。

また、離農者の増加と併せて、受け手のいない農地も増加していくと思われ、特に中山間地域の農地においては、遊休農地の増加が懸念される。

3 今後の基本的な方向

嘉麻市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として魅力あるものとなるよう、概ね5年ごとにその後の10年間における農業経営の目標を明らかにして、その実現に向けての施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標として、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり370万円程度）、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市の農業生産部分の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目標とする。

また、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、嘉麻市の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり年間150日以上かつ1200時間以上）の水準を達成しつつ、青年の他産業従事者並の所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり300万円程度）を目標とする。

この目標を達成するため、嘉麻市は、将来の本市農業を担う意欲と能力のある若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長し、これを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項）やその他の措置を次のとおり総合的に実施する。

- ① 嘉麻市は、嘉麻市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、福岡嘉穂農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）、福岡県就農支援センター等と十分なる相互の連携の下での指導体制を編成し、集落単位での農業経営の将来展望とそれを担う経営体を明らかにするための積極

的な話し合いを促進し、関係指導体制による営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性をもって集落営農の将来について判断を行うこと等により、望ましい経営体として個々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

- ② 農地貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借等の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸等の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- ③ 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農事組合法人等の組織経営体への経営発展母体としての重要な位置づけを持った組織であり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。
- ④ 小規模農家や高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家や地域住民にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力が得られるよう努める。
- ⑤ 農業が多様化する中、女性農業者は、新たな付加価値の創出や働き方を意識した経営管理等で重要な役割を担っていることから、農業経営のパートナーとして位置づけ、家族経営協定の締結や経営改善計画の共同申請を推進し、積極的な経営・地域参画を促進する。
- ⑥ 次世代を担う青年等就農者の確保のため、就農意識の啓発や就農相談を総合的に取り組む。
- ⑦ 担い手の農作業の省力化や熟練技術の伝承、新たに農業経営を営もうとする青年等の技術補完などを支援すべく、スマート農業の現場実装を推進していく。
- ⑧ これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「実質化された人・農地プラン」及び「地域計画」と整合が取れるよう推進する。特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、認定農業者・認定新規就農者への農地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、嘉麻市が主体となって、関係機関・団体の協力を得て、制度の積極的活用を図る。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に嘉麻市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、嘉麻市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(営農類型の指標の例)

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等